

## 年金請求時等に必要な基礎年金番号とは

長期給付係  
(082)513-4959

『基礎年金番号』は、「個人型確定拠出年金（iDeCo）」の加入手続きや将来、老齢厚生年金等を請求する際に必要な「10桁の番号」です。

この『基礎年金番号』は、次の書類等で確認できます。

公務員等の共済組合は、組合員に「①年金手帳」を交付していませんが、日本年金機構が、わが国に居住する20歳以上60歳未満の者全員に基礎年金番号を付番して、「②基礎年金番号通知書」を送付しています。（送付時期：平成9年1月）

また、「③ねんきん定期便」（毎年誕生月に共済組合本部から送付）や、「④年金払い退職給付の給付算定基礎額残高通知書」（年一回、毎年7月頃共済組合本部から送付）にも記載していますので、大切に保管しておいてください。

## 障害厚生年金について

長期給付係  
(082)513-4959

組合員が、在職中に初診日のある病気や負傷等により、一定の障害状態になった場合に、その程度に応じて、組合員からの請求により障害厚生年金が支給されます。

【支給要件】（①，②，③ 全ての要件を満たす必要があります）

- ① 障害の原因となった傷病の初診日（その病気や負傷等について、初めて医師又は歯科医師の診療を受けた日）において組合員であること。
- ② 障害認定日（原則、初診日から1年6か月を経過した日（例外あり））において、公的年金の障害等級1級から3級に該当する程度の障害状態にあること。
- ③ 保険料の納付要件を満たしていること。（初診日の前日において、初診日の属する月の前々月までの公的年金の加入期間の3分の2以上の期間について、保険料が納付又は免除されていること等）

※ 市区町村等が交付する障害者手帳の認定基準とは異なります。

※ その他の条件など詳細については、長期給付係へ問い合わせてください。